

募集期間

令和6年 4月22日(月) ~ 5月31日(金)

※締切日 午後5時必着

商業・サービス産業経営革新事業費補助金

非製造業が行う新規性の高い取組に要する経費の一部を
最大500万円まで補助します

審査時に加点します！

- ・ 給与支給総額及び初任給が年率平均1.5%以上増加する3年以上の事業計画
- ・ 女性活躍の取組に関する認定又は表彰を受けている企業
- ・ ICT等のデジタル技術を活かした取組
- ・ 女性又は若者を代表とする社内ベンチャーによって実施される取組

対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある中小企業者

※ 一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

対象事業

製造業以外であって、自社の強みを活かした次のいずれかに該当する新規性の高い事業

- ① 新商品・サービスの開発、生産、販売
- ② サービス提供までのプロセス改善等による生産性向上
- ③ 新分野進出
- ④ 業態転換

※ 新分野進出とは、産業分類の小分類が変わるような取組のことです。

※ 審査会を経て補助金の交付決定後（7月下旬以降）に実施する取組が対象です。

補助率等

補助率 1/3以内
補助上限額 500万円

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第2庁舎3階）

TEL：018-860-2244 FAX：018-860-3887 Email：com-tra@pref.akita.lg.jp

補助期間

交付決定日から12ヵ月以内

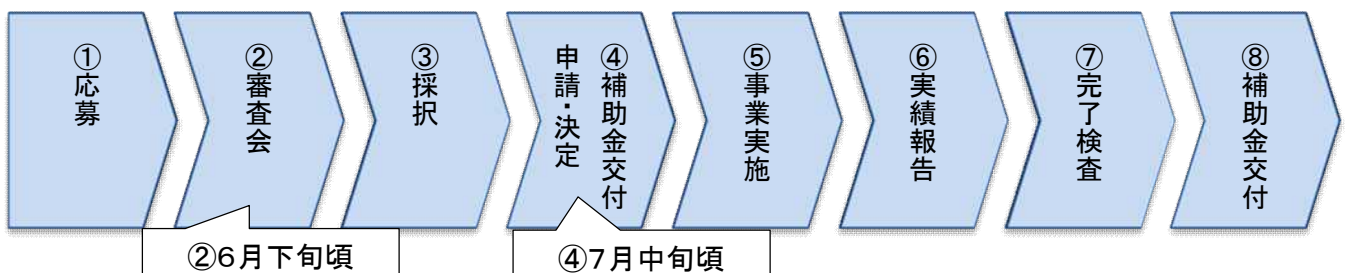
補助対象経費

| | |
|------------|---|
| ①専門家謝金 | 講師、専門家コンサルタント謝金。事業費全体の1/5まで。 |
| ②専門家・調査等旅費 | 講師、専門家コンサルタント旅費。マーケティング調査旅費。 |
| ③研修・資格取得費 | 外部研修機関受講料、資格取得に係る受験料。 |
| ④消耗品費 | 事業の実施に必要な消耗品の購入に要する経費。汎用性の高いものを除く。 |
| ⑤役務費 | 運搬料、郵送料。展示会出展等のため手数料。 |
| ⑥委託費 | 新商品試作費。技術研究・マーケティング委託費。事業費全体の1/2まで。 |
| ⑦外注費 | 補助事業者が直接実施できないものを外注するために必要な経費。 |
| ⑧使用料及び賃借料 | 新商品等の展示会出展、各種研修に係る会場料、展示什器・機械使用料。 |
| ⑨公的認証等取得経費 | 公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定審査費。 |
| ⑩原材料費 | 試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。 |
| ⑪機械器具等導入費 | 機械装置。車両及び運搬具。ソフトウェア。工具・機器及び備品。ただし、パーソナル・コンピュータや汎用性の高いものを除く。 |
| ⑫広告宣伝費 | 広告宣伝に要する経費。ただし、事業費全体の1/3まで。 |
| ⑬その他 | 知事が必要かつ適当と認める経費。 |

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- 交付決定日より前に購入、設置、契約等をしたもの
- 飲食代
- 試作品以外の製品の原材料費、委託料、外注加工費
- 事務所経費、事務経費、その他経常的経費
- 消費税及び地方消費税等
- その他、事業実施に必要なと認められないもの

応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は実績報告・完了検査後の精算払いとなります。

応募方法

①を作成し、②から⑤を添付して応募書類提出先まで提出ください。

①は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- ① 商業・サービス産業経営革新事業費補助金応募書（様式第1号～第4号）
- ② 直近3期分の財務諸表
（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書）
- ③ 履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は住民票）
- ④ 会社案内など、会社の概要がわかるもの
- ⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書